

(参考4) 促進計画記入例

第1 中間管理権の設定関係 (出し手⇒機構用⇒受け手)

1 各筆明細

氏名や住所等は、明確に分かり易く記入してください

捨印 捨印 捨印 捨

電話番号は常に確実に繋がる電話番号を記入してください

整理番号	契約関係者	氏名又は名称	住所・電話番号
	農地中間管理機構に中間管理権を設定する者 (A)	愛 媛 太 郎 ㊞	〒 〇〇〇―△△△△ (電話番号： 〇〇〇〇―××××―□□□□) 愛媛県〇〇市△△町◇丁目×××
	農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者 (B)	伊 予 一 郎 ㊞	〒 〇〇〇―△△△△ (電話番号： 〇〇〇〇―××××―□□□□) 愛媛県〇〇市△△町◇丁目×××
	農地中間管理機構 (C)	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 〇〇 〇〇 ㊞	〒 790―0003 (電話番号： 089―945―1542) 愛媛県松山市三番町四丁目4番地1

権利を設定する土地（D）				設定する中間管理権及び利用権（E）						権利を設定する土地のA以外の権原者等（F）				備考
所 在	地番	現況 地目	面 積 ㎡	権利の 種類	内 容	存続期間		借 賃 円	借賃の支払方法	住所	氏名又は 名称	権原の 種類	同意印	
						始期	終期							
〇〇市△△町×××	1 0 0	田	1, 0 0 0	賃借権	水田として 利用	令和7年 8月11日	令和17年 3月31日	5, 0 0 0	【CからAへの支払い】 毎年2月26日にAの指定口座 へ振り込む。 なお、第1回目の振込は、令和 8年2月26日とし、振込金額 は、賃借権の設定日（始期）か ら令和8年3月31日までの月 割金額とする。	〇〇市△△町× ××	愛媛 次郎	所有権	㊞	
〇〇市△△町×××	2 0 0	田	2, 0 0 0	賃借権	畑として利 用			1 0, 0 0 0		〇〇市△△町× ××	愛媛 三郎	所有権	㊞	
〇〇市△△町×××	3 0 0	畑	1, 0 0 0	使用貸 借によ る権利	畑として利 用	令和7年 8月11日	令和17年 3月31日	0	【BからCへの支払】 毎年2月20日にCの指定口座 へ振り込む。 自動口座振替の場合は、16日の 引落とする。振替日が休日の場 合は翌営業日とする。 なお、第1回の振込は、令和8 年2月20日とし、振込金額 は、賃借権の設定日（始期）か ら令和8年3月31日までの月 割金額とする。	〇〇市△△町× ××	赤野 他人	抵当権	㊞	
											〇〇市△△町× ××	別野関係者	地上権	㊞

共有者の同意が必要

他の権原者の同意が必要

借賃は、できる限り筆ご
とに記入してください

始期は、できる限り毎月の1日、
11日、21日をお願いします

始期は、できる限り毎月の1日、11日、21日をお願いします

借賃は、できる限り筆ごとに記入してください

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別葉とする。
- (2) 権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。
- (3) D欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) E欄の「内容」は、当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (5) E欄の「始期」は、原則として、毎月の1日、11日、21日のいずれかの日とする。
- (6) E欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃）の額を記載する。
- (7) E欄の「借賃の支払方法」について、第1回の借賃の振込は、設定日が4月から9月までは翌年2月26日又は翌年2月20日とし、当該期間の月割金額とする。また、10月から翌年3月までは、翌年の8月26日又は翌年の8月20日とし、当該期間の月割金額とする。但し、自動口座振替を選択した場合は、2月20日は2月16日及び8月20日は8月16日とする。なお、16日又は20日が休日にあたる場合は、翌営業日とする。
- (8) F欄は、A欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。